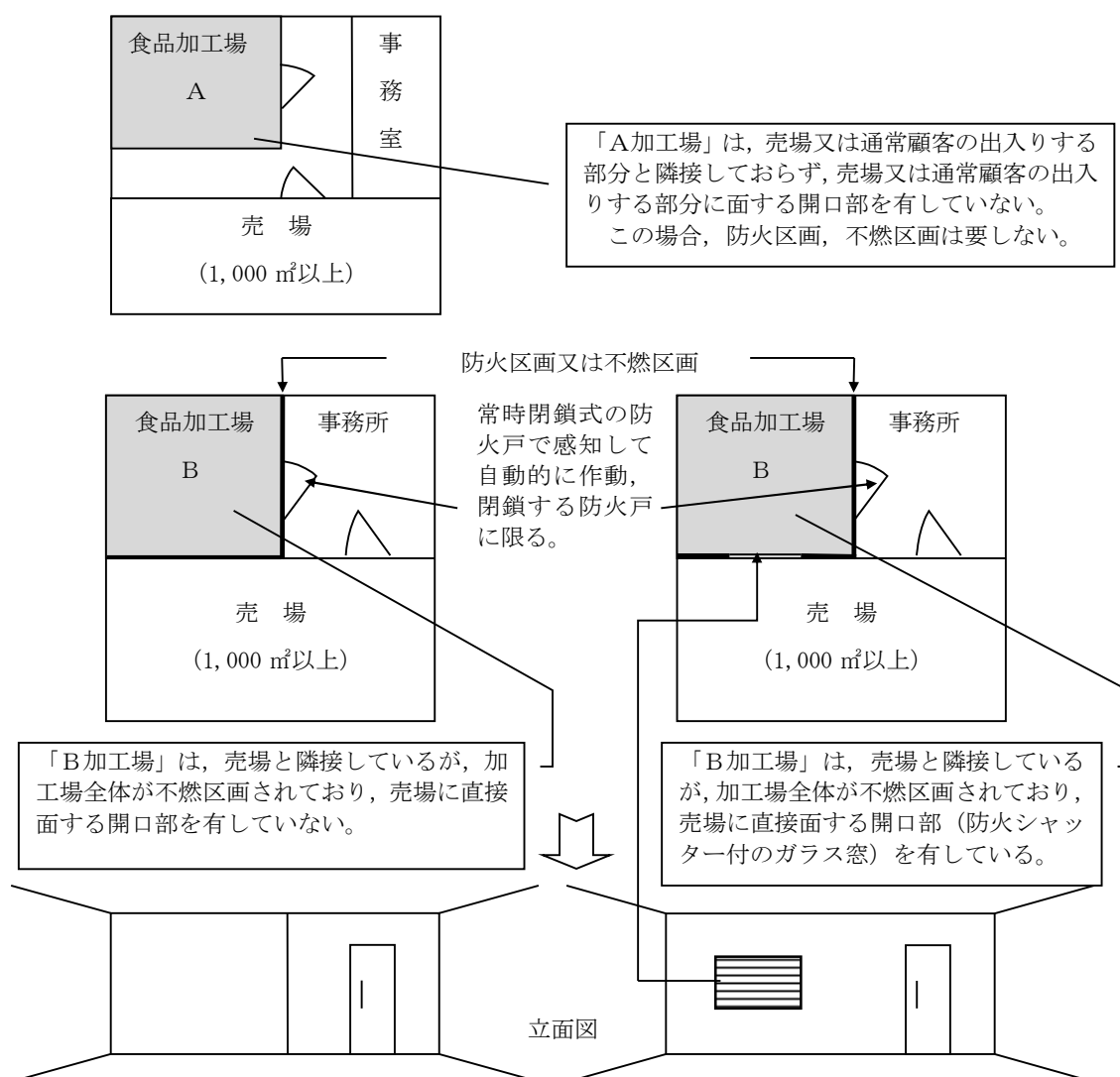


第2節 火の使用に関する制限

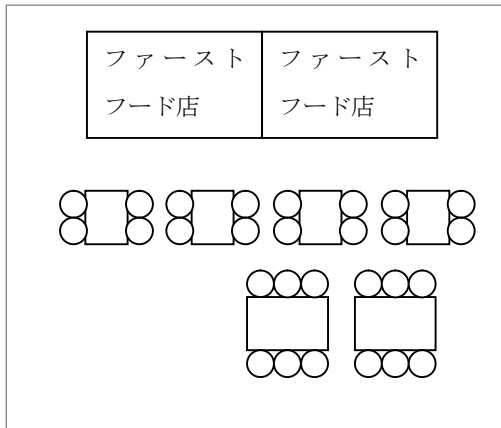
第1 消防長が指定する場所における火気使用について

条例第23条第1項に規定する「喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険な物品を持ち込んで서는ならない場所」は、火災予防条例第23条の運用基準による。なお、この場合の不燃区画とは、壁、柱、床及び天井を、下地を含めて不燃材料で造り、裸火等の制限場所に直接面する部分の主要な出入口を随時開くことのできる自動閉鎖式又は随時閉鎖できる煙感知器連動による自動閉鎖式の防火設備、その他の制限場所に直接面する開口部を防火設備とした区画をいうものであること。また、はめ殺しの窓を売場に面して設置する場合は、据付面積2㎡程度の防火設備（特定防火設備）とすること。



不燃区画（防火区画）に売場に面するガラス窓を設ける場合は、売場に面する側に防火シャッター【特定防火設備（常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）】を設置すること。

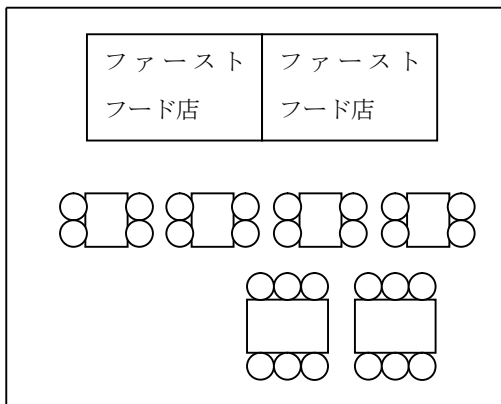
第1-1図 加工場が売場に含まれない例



間仕切り等がなく，誰でも客席部分を利用できる場合

用途 物品販売店

喫煙 喫煙所の基準に適合させて指定場所の範囲から除外することで可能



出入口

間仕切り等を受け，客席部分はファーストフード店利用者のみでの使用で，持ち帰りは行わない場合。

用途 100 m²以上となる場合，飲食店

100 m²未満となる場合，物品販売店舗とし，前段の規制となる

喫煙 100 m²以上の場合，可能

100 m²未満の場合，前段のとおり

第1-2図 物品販売店舗内のフードコートの捉え方